

令和8年度 新宿区住宅宿泊事業業務支援員 募集案内

この採用選考は、新宿区住宅宿泊事業業務支援員の採用予定者を決定するために実施します。

1 職種、採用予定数等

| 職種 | 職名 | 採用予定数 |
|-----|-------------|-------|
| 事務系 | 住宅宿泊事業業務支援員 | 若干名 |

2 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員（一般職）

3 職務内容

住宅宿泊事業に関する窓口及び電話対応（新規届出の受付・相談・内容確認、苦情相談など）、システム入力・報告書作成などの付随事務、届出住宅における標識設置状況の確認業務

4 勤務場所

新宿区健康部衛生課（新宿区新宿五丁目18番21号、新宿区役所第二分庁舎3階）

5 任用期間

令和8年8月1日から令和9年3月31日まで

期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

6 受験資格

- (1) 過去に、住宅宿泊事業法に基づく届出（以下、「届出」という。）もしくは旅館業法に基づく申請（以下、「申請」という。）その他保健所における許認可事務に係る受付業務を行っていた者、または行政書士法（昭和26年法律第4号）の規定に基づく行政書士もしくはその補助者の資格を有し届出もしくは申請を業務として行っていた者であって、職務を遂行するにあたり、必要な知識及び技能を有していること。
- (2) 心身ともに健全で、意欲を持って職務を遂行できること。
- (3) 国籍を問わず、窓口・電話対応等に必要の日本語文章の理解や会話ができ、パソコンで簡単なキーボード入力ができる方。

ただし、地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は応募できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 新宿区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊

することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7 選考方法、日時及び場所

(1) 第一次選考

| | |
|------|--|
| 選考方法 | 小論文(テーマ:住宅宿泊事業(民泊)の現状・課題及びそれについてのあなたの考え) 文字数:日本語800字程度(自筆) |
| 結果発表 | 令和8年6月22日(月)発送(予定) 結果は合否にかかわらず申込者全員にお知らせします。 |

(2) 第二次選考

| | |
|-------|--|
| 日時・会場 | 令和8年6月30日(火) 面接会場は、第一次選考合格通知に記載してお知らせします。 |
| 選考方法 | 面接(個別面接) |
| 結果発表 | 令和8年7月上旬(予定) 結果は合否にかかわらず、受験者全員にお知らせします。 |

8 申込手続

所定の申込書に、申込書裏面の記入例をよくお読みのうえ、自筆で必要事項を記入し、下記のとおり提出してください。

小論文は、所定の「小論文用紙」に自筆で黒のボールペン等を用いて、日本語800字以内でお書きください。(他の用紙を使用したり、パソコンを用いて記入する等はしないでください。)

なお、申込書類は一切返却いたしません。

「申込書」、「小論文用紙」は、衛生課の窓口で配布しています。

また、新宿区ホームページのトップページ「職員募集>会計年度任用職員>事務・窓口(会計年度任用職員)」からもダウンロードできます。

| | |
|------|--|
| 申込方法 | 郵送または持参による。 <提出書類> ・新宿区会計年度任用職員 採用選考申込書(兼履歴書) ・第一次選考の小論文 ・返信用封筒 <u>長形3号に、ご自身の住所、氏名を記載し、110円切手を貼ったもの</u> <郵送の場合> ・A4判が入る大きさの封筒に提出書類を入れ、表に赤字で「新宿区住宅宿泊事業業務支援員採用選考申込書」と明記し、簡易書留で郵送してください。 簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。 <持参の場合> ・新宿区役所第二分庁舎3階 衛生課環境衛生係までお持ちください。 |
| 申込期間 | 令和8年6月1日(月)から令和8年6月15日(月)午後5時(必着) 持参は、上記期間の土曜、日曜、休日を除く午前8時30分から午後5時まで。 |
| 申込先 | 〒160-0022 東京都新宿区新宿五丁目18番21号 新宿区役所第二分庁舎3階 |

| | |
|--|----------------|
| | 新宿区健康部衛生課環境衛生係 |
|--|----------------|

9 勤務条件

| | |
|--------|--|
| 勤務時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・午前8時30分から午後5時まで(休憩は原則として午後0時から午後1時まで) ・月曜日から金曜日までのうち4日間(祝日を除く。他の職員と調整の上、あらかじめ週休日を設定。週30時間勤務) |
| 休日等 | <p>週休日：原則として土曜日、日曜日</p> <p>休日：国民の祝日、年末年始</p> <p>週休日の振替や休日の代休日を指定することがあります。(年に数回、土曜日、日曜日、休日勤務の場合あり)</p> |
| 休暇等 | <p>有給休暇：年次有給休暇、慶弔休暇等</p> <p>無給休暇：母子保健健診休暇等</p> |
| 報酬等 | <ul style="list-style-type: none"> ・月 額：242,476円(地域手当相当分を含む。) ・期末手当、勤勉手当の支給対象(一定の勤務要件あり) 勤務日数により、今年度は支給されない場合もあります。 ・通勤費用：上限額 月額55,000円の範囲内で支給 採用前に給与改正等があった場合は、その定めるところによります。 昇給制度はありません。 |
| 加入社会保険 | 健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用します。 |
| 公務災害補償 | 地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。 |
| 服務 | <p>地方公務員法の服務規定が適用されます。</p> <p>地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。</p> |
| 再度の任用 | <p>再度の任用の可能性 あり</p> <p>任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置された際、再度任用は公募を原則としますが、一定の要件を満たした場合、公募によらず再度任用される可能性があります。</p> <p>廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合等は、再度任用は行いません。</p> |

10 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

【問い合わせ先】

新宿区健康部衛生課環境衛生係

所在地 〒160-0022

東京都新宿区新宿五丁目18番21号 新宿区役所第二分庁舎3階

電話番号 03(5273)3841(直通)(土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)